

大阪広域水道企業団告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第231条の2の3第1項の規定に基づく指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和6年9月30日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

1 委託事務

コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）及びスマートフォン等の電子機器による決済サービス（以下「スマホ決済」という。）における水道料金等の納付事務

2 指定納付受託者の名称等

名称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	提携コンビニ及びスマホ決済提供元の 本部所在地、名称	チェーン名
株式会社電算システム	岐阜県岐阜市 日置江一丁目 58番地	令和6年9月10日	東京都港区港南一丁目8番27号 株式会社しんきん情報サービス	MMK設置店
			北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地 株式会社セイコーマート	セイコーマート、ハマナスクラブ、ハセガワストア、タイエー
			東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン－イレブン・ジャパン	セブン－イレブン
			東京都港区芝浦三丁目1番21号 株式会社ファミリーマート	ファミリーマート
			広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ	ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家
			千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 ミニストップ株式会社	ミニストップ
			東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	デイリーヤマザキ、ニューヤマザ

		山崎製パン株式会社	キデイリーストア、ヤマザキデイ リーストアー、ヤマザキスペシャ ルパートナーショップ
		東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	ローソン、ローソンストア100、 ナチュラルローソン、ローソン・ スリーエフ、ローソン・ポプラ
		東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号 KDD I 株式会社	a u P A Y
		東京都千代田区永田町二丁目11番1号 株式会社NTTドコモ	d払い
		東京都千代田区内幸町一丁目2番2号 ビリングシステム株式会社	P a y B
		東京都千代田区紀尾井町1番3号 P a y P a y 株式会社	P a y P a y
		東京都千代田区大手町二丁目3番1号 株式会社ゆうちょ銀行	銀行P a y
		東京都品川区西品川一丁目1番1号 L I N E P a y 株式会社	L I N E P a y
		東京都港区港南二丁目16番5号 楽天銀行株式会社	楽天銀行コンビニ支払サービス
		東京都千代田区大手町一丁目5番5号 株式会社みずほ銀行	J - C o i n P a y
		東京都港区芝浦三丁目1番21号 株式会社ファミリーマート	ファミペイ

			東京都港区港南二丁目16番5号 楽天ペイメント株式会社	楽天ペイ
--	--	--	--------------------------------	------

3 委託事務の範囲及び期間

- (1) 藤井寺水道事業、四條畷水道事業、大阪狭山水道事業、豊能地域水道事業、忠岡水道事業、熊取水道事業、田尻水道事業及び太子水道事業における水道料金納付事務並びに藤井寺市、四條畷市、大阪狭山市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町及び太子町から大阪広域水道企業団が受託した当該地方公共団体における下水道使用料納付事務 令和6年10月1日から令和11年9月30日まで
- (2) 泉南水道事業及び河南水道事業における水道料金納付事務並びに泉南市及び河南町から大阪広域水道企業団が受託した当該地方公共団体における下水道使用料納付事務 令和7年4月1日から令和11年9月30日まで
- (3) 阪南水道事業、岬水道事業及び千早赤阪水道事業における水道料金納付事務並びに阪南市、岬町及び千早赤阪村から大阪広域水道企業団が受託した当該地方公共団体における下水道使用料納付事務 令和8年4月1日から令和11年9月30日まで